

# 地震保険の最新の傾向は！？

ファイナンシャル・プランナー 水野圭子

首都圏でマグニチュード7クラスの直下型地震が4年以内に70%の確率で発生するとの報道を見て、地震への備えを真剣に考える方は多いのではないのでしょうか。地震保険の加入率は阪神大震災の時に約23%でしたが、加入率は増加しています。地震保険でカバーできるのは一般に建物や家財ですが、自動車保険の特約として、地震による車の損害（全損の場合）をカバーするものも新しく発売されています。最近の地震保険の傾向を見てみましょう。

## ◇地震でも補償対象となった自動車保険

2012年1月1日以降、大手損害保険会社では、地震や噴火、津波の際に一時金が払われる自動車保険の特約が、以下のような内容で販売されています。従来の自動車保険では地震や噴火、津波などの場合に補償の対象外だったため、東日本大震災後のお客様の声に応えての改正です。

|         |   |
|---------|---|
| 新たな特約   | 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約                            |
| 補償される金額 | 50万円が限度<br>(車両保険金額が50万円以下の場合には、その車両保険金額の支払い)    |
| 保険料     | 一台あたり年間 5,000円<br>(車両保険金額が50万円以下の場合には、特約保険料も低減) |
| 支払対象    | 地震・噴火・津波による車の全損*の場合                             |

\*全損とは運転席の座面を超えた浸水や屋根の大きな破損、車の流失や埋没などで、軽い浸水などは対象外となります。

今までにも車両保険で災害に備える特約“地震・津波・噴火危険補償特約”として販売している保険会社もありましたが、各社でばらつきがあったり、保険会社から勧めることが少ないため認知されていませんでした。今回の特約の販売に伴って一本化し、今まで販売していた特約は見合わせた保険会社も多いようです。

さて特約を追加することで、地震や噴火、津波によって生じた自動車の損害に対して、補償対象となりましたが、全損になって初めて最大で50万円の支払いとなるものです。新たな購入する資金の一部になりますが、購入資金全部をカバーするわけではありません。

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2012 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

地震などの備えとして特約を付帯しようか、一時金 50 万円の支払いに対し、保険料（年間 5,000 円）をどう判断するかが悩むところだと思います。もし緊急予備資金として準備があれば付帯しなくてもいいですし、住む地域や車の利用頻度などによっては、検討してみてもいいでしょう。

### ◇大地震が起きても地震保険は必ず支払われる？

2012 年 2 月現在、東日本大地震での地震保険の支払総額は、1 兆 2081 億円と過去最大となりました。地震保険に加入しても、保険金はきちんと支払われるの？という不安がありますが、1 回の地震で政府や保険会社が支払う保険金総額が、上限額である 5.5 兆円であれば支払われます。関東大震災クラスの巨大地震が発生しても、5.5 兆円までに支払いは達しないと推測されていますが、もし上限額 5.5 兆円を越える場合には、削減される可能性があります。

### ◇地震保険の抜本的な改革予定とは？

東日本大震災により、支払原資の準備金が約 1 兆 2000 億円に半減したため、保険金総額の上限見直しの他、抜本的な見直しが検討されています。

<検討内容>

- ・保険料の引き上げ
- ・耐震住宅については保険金の上限引き上げ
- ・免震構造や建築年数などに応じた保険料の割引制度の拡大
- ・保険金の支払いは全損・半損・一部損の 3 種類（以下表参照）だが、新たに半損と一部損の間に補償区分を新設など

### 地震保険のお支払い基準

| 損害の状況      |   |  |                                      |
|------------|---|--|--------------------------------------|
|            | 建物  | 家財                                       | お支払する保険金                             |
| <b>全損</b>  | 軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が<br>建物の時価額の<br><b>50%以上</b><br>焼失・流失した部分の床面積が<br>建物の延床面積の<br><b>70%以上</b>            | 家財の損害額が<br>家財全体の時価額の<br><b>80%以上</b>     | 地震保険金額の<br><b>100%</b><br>（時価額が限度）   |
| <b>半損</b>  | 軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が<br>建物の時価額の<br><b>20%～50%未満</b><br>焼失・流失した部分の床面積が<br>建物の延床面積の<br><b>20～70%未満</b>     | 家財の損害額が<br>家財全体の時価額の<br><b>30%～80%未満</b> | 地震保険金額の<br><b>50%</b><br>（時価額が50%限度） |
| <b>一部損</b> | 軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が<br>建物の時価額の<br><b>3%～20%未満</b><br>全損・半損に至らない建物が<br><b>床上浸水</b><br>または地盤面から45cmを超える浸水 | 家財の損害額が<br>家財全体の時価額の<br><b>10%～30%未満</b> | 地震保険金額の<br><b>5%</b><br>（時価額の5%が限度）  |

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

## ◇トラブルの窓口である“そんぽADRセンター”は全国に拡大しました！

地震保険に加入し、支払われると思っていたら補償対象外になる等の調査結果で、加入者と保険会社とで揉めるケースも少なくありません。調査に関し納得しない場合には、保険会社に再調査依頼をしたり、それでも不満がある場合には、そんぽADRセンター（損害保険紛争解決サポートセンター）へ申し立てができます。

2012年4月に、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、“そんぽADRセンター”は全国11か所（札幌、仙台、東京、静岡、金沢、大阪、広島、高松、福岡、那覇）に拡大していますので、疑問を感じる場合には連絡してみましょう。

◆窓口は0120-107808（フリーダイヤル）、03-3255-1306（平日9:15～17:00）

参照 URL 日本損害保険協会 <http://www.sonpo.or.jp>